

「奴隸王朝」の君主権と貴族勢力

——デリー・サルタナット初期における支配の構造——

荒 松 雄

- 一 まえがき
- 二 クトゥブッディーン・アイバツクの場合
- 三 シヤムスッディーン・イルトゥトゥミシュとその後継者
- 四 ギヤースッディーン・バルバンの支配の歴史的意義
- 五 あとがき

一 ま え が き

私はさきに「デリー・サルタナット初期におけるスルターンの繼承⁽¹⁾」という論文において、いわゆる「奴隸王朝」のスルターンの個々の繼承について考察した。そのときにも記しておいたように、スルターンの繼承の問題をとりあげたのは、繼承という事實を類型的にまとめてみるためではなく、クトゥブッディーン・アイバツク (Qutbuddin

Aibak) によつて基礎をおかれたデリー・サルタナット (Delhi Sultanat) の初期におけるアルバリー・トルコ族 (Albari or Ibari Turks) の支配の構造、とくに最上層にあるスルターンの権力を理解する一つの手がかりとしてあつた。その結論の要點の一つに、宮廷貴族間の勢力關係とスルターンの繼承との關係の問題があつた。そこで本稿では、前稿の考察を一步すすめて、同じ時代における君主權の問題をもう少しひろくとり上げてみた。ここでも當然問題となるのは、スルターンと、貴族および貴族勢力との關係である。「繼承」という限られた問題における同じように、君主權の問題も、こうした支配構造全般との關係なしに、そのまま抽象的、あるいは類型的にとり上げられてきた傾向がつよい。本稿においては、前稿におけると同じように、君主權の問題を、とくに貴族勢力との關係において、歴史的に分析してみたわけである。従つて、クトゥップディーンから、サルタナットの確立の役制を果したシヤムスッディーン・イルトゥトゥミシュ (Shamsuddin Iltutmish) として最後にギヤースッディーン・バルバン (Ghiyasuddin Balban) とする三つのピークを中心として、君主權の變貌を考察する結果となつた。従つて、從來、主としてインド人歴史家によつてなされてきたような君主權 (Kingship) の類型的考察の面はほとんど省略されてゐる。ここでは、スルターンとは何であるか、という問題よりは、インド・イスラームの支配の初期の時代において、支配構造の最上層たるスルターンの権力構造はどのように變つていつたかが主題である。ここでも、貴族、とくに「奴隸」(Bandā) 出身の貴族の問題が大きく出てくるのであるが、貴族それ自體としては地方統治の問題とともに私の次の論文でとりあげられるはずである。なお本稿は研究所創立十五週年記念の紀要にのせるため提出に期限があり、一方、私がインドより歸國後に別便で送つた文獻フィルムが全部手元に届かなかつたので、留學中入手した一部の資料は充分に利用できなかつたことをつけ加えておく。

ニクトゥブツディーン・アイバツク (Qutbuddin Aibak) の場合

「奴隸王朝」という名稱が今日でもなお用いられていることは、普通、この「王朝」のスルターン、とくにデリー・サルタナットの北インド支配の基礎を形成したクトゥブディーン・アイバツク、およびインド・イスラーム國家としてのサルタナット支配を確立したシャムスディーン・イルトゥトゥミシユ (Shamsuddin Iltutmish) 等に初期サルタナットの君主権力の一つの典型を打出したギヤースディーン・ムルハン (Ghiyasuddin Balban) が、何れもスルターンの宮廷の「バンダ」(Banda) に「グラーム」(Gulam) という語も用いられている。何れも、以下慣用に從つて「奴隸」と譯す⁽³⁾の出身であり、その他のスルターンはすべて彼らの血縁であつたからである。と同時に、後述するように、バルバン支配に至るまでは、スルターンの出身の問題ばかりでなく、この成立したばかりのインド・イスラーム國家の支配構造の中心において、トルコ人宮廷奴隸出身者が決定的な地位を占めており、とくにイルトゥトゥミシユ以後、いわゆる「チェハルガーニー」⁽⁴⁾ (“Chahalgani”) とよばれる一種の奴隸貴族の集團が宮廷支配の實權を握つていたと考えられるのである。私があえて「奴隸王朝」という呼稱を用いるのも、こうした意味もふくめてのことである。

ところで、本稿でいわゆる「奴隸」⁽⁵⁾については、われわれが今日この譯語から想像するものほもち論、その歴史的なあり方は、古代社會における歴史的範疇ともいうべき奴隸とも異なつてゐるもので、その例は、有名なものとしては、十三世紀にはじまるエジプトのいわゆる「メムルーク朝」におけるものとほゞ同質なものである。ここではイス

ラーム世界における奴隷について何ら述べる意圖も餘裕もないが、本稿に關連する「奴隷」の歴史的位置づけは一應しておく必要がある。

アッバース朝支配のおとろえはじめた九世紀のはじめにおいて、イスラーム支配の上部構造において、一つの重要な新しい制度が次第に起き上つていつた。それはトルコ人宮廷奴隷である。彼らは次第に宮廷内で政治に干與し、君主の側近としての権力はやがて無視できぬものとなつていつた。このトルコ人宮廷奴隷システムは、そのまま、サーマーン朝によつて受けつがれた。そこでは、彼らは軍事、統治上の要職にもつくようになる。やがてグール朝においても、このシステムは、さらに擴大されてゆく。ここでは、トルコ人奴隷入手の容易さも、あずかつて力があつたものと思われる。インドのアリーガル大學のハビーン教授は、これを、インド・トルコの奴隷官僚制 (Indo-Turkish slave bureaucracy) あるいはトルコ・インド的奴隷貴族制 (Turko-Indian slave aristocracy) とよんでゐる。ここで重要と思われる一つの點は、これらの奴隷は、軍事統治面のみならず、宮廷あるいは貴族の側近として購われてから、學藝の面でも集中的な教育を與えられたという事實である。その名は「バンダ」あるいは「グラーム」であり、身分の上では「自由」(azad) を享受してはいないのであるが、この當時の宮廷奴隷は、いわば、立身出世の道における選ばれたもの (エリテ) ともいわれるべきものであり、肉體的、智的條件を完備したものの中からさらに軍政兩面の高位に就き得る狭い門をくぐる資格をすでに獲得したものだつたのである。この意味において、この時代の宮廷奴隷の歴史的地位はきわめてユニークなものがある。マイズディーン・ムハンマッド・ビン・サムが、後繼者なくして死んだとき、彼は次の如く述べたと、ミンハーージュは記している。「他の君主は一人、二人の子をもつてゐるだろう。私はしかし、何千という息子、つまり、私のトルコ人奴隷達をもつてゐるのだ。彼らは、私の領域を受けつ

ぐだろし、また、私に従つて、その領域中を通じて、私の名をフトゥッバ (Khutbah) の中にとどめてくれるであろう⁽⁹⁾と。このことは、當時、これらの奴隸貴族達が、その支配構造の中で、いかなる地位を占めていたかということをよく示しているといえよう。

クトゥブッディーンも、奴隸出身であつた。彼は、一時はカージー (qazi) および商人の奴隸であつたが、のち、ガズニーでスルターン・ムイズブッディーンに購われたのである。やがて彼は王座の前に直接従う職を興えられ、つらに「アミール・エ・アークル」(Amir-i-Akur)⁽¹⁰⁾になつた。のちスルターン・シャヤ (Sultan Shah) に一時捕虜となつて歸つてきてのちは、クッラーム (Kuhram) のイクターを興えられて⁽¹¹⁾ゐる。

ムイズブッディーンの死後、グール朝の本地は、グール、バーミヤン、ガズニーにおいて、一種の事實上の王國分割が行われたのであるが、その場合、征服したインド領は、クトゥブッディーンにその實質的な支配権が一應興えられる形となつた。⁽¹²⁾ガズニーに支配を確立したタジュッディーン・ヤルドーズ (Tajuddin Yalduz)⁽¹³⁾と、ムルターン (Murtan) およびウチヤ (Uch) に勢力を確立したナーシルッディーン・カバリーチヤ (Nasiruddin Qabacha)⁽¹⁴⁾は、クトゥブッディーンに對立する二大勢力であつた。彼はこの二人に對して、婚姻關係をもつて巧みに牽制する。ミンハージュは、ガズニンのシャンスバニア朝のムイズブッディーンの項に、「君主の地位に到達したこのスルターンの從者」として四人の名をあげているが、これには、上記の三人と、のちミンガル (當時のラクナワティ (Lakhnawati)) に勢力を擴大していつたビルジ (the Khiljis) のギヤースッディーン・イーワズ (Ghyasuddin Iwaz) をよくみ、何れもその頭に「スルターン」の稱號を冠している。⁽¹⁴⁾

さらに、ミンハージュは、次の「ヒンドのムイッジャー・スルターン」と冠する章では、五人あげている。すなわ

ち、(1)クトゥブッディーン、(2)その子(？)アーラーム・シャール⁽¹⁵⁾、(3)マリク(スルターン)ナーシルッディーン・カ
バージャー、の他に、(4)マリク・バハーウッディーン・トゥグリル(Malik Bahauddin Tughril) (5)マリク・ル・ガ
ージー、イフティヤールッディーン・ムハンマッド(ビルジー)(Malik-ul Ghazi, Ikhtyauddin Muhammad (Khilji))
と、あとこれに加えて四人、ラクナワティのビルジー(マリクあるいはスルターン)をのせているのである。⁽¹⁶⁾

これらの中、クトゥブッディーンに對立し得る勢力としてあげ得るものに、(1)ヤルドーズ、(2)カバーチャ、(3)バハ
ーウッディーン・トゥグリル、(4)イフティヤールッディーン・ムハンマッド(ビルジー)等がある。(1)のヤルドーズ
は、前述した如く、ムイズッディーンの奴隸であり、ガズニーに支配を確立したものであり、(2)のナーシルッディ
ーンも、やはり、ムイズッディーンの奴隸⁽¹⁷⁾であつて、「多年にわたつて、政治の様々な領域でスルターン・ムイズッデ
ィーンに仕えた」人物であつた。彼はクトゥブッディーンの二人の娘と結婚しその義子⁽¹⁷⁾であつた。しかし、彼はシン
ドを中心として、クトゥブッディーンに對抗した。

(3)のバハーウッディーン・トゥグリルは、同じくムイズッディーンの初期以来の忠實なる奴隸⁽¹⁸⁾であり、のち、ピア
ーナ(Biana)にイクターを有した人物⁽¹⁸⁾で、あの有名なグワリオル遠征時の軍將であつた。従つて彼とクトゥブッデ
ィーンとの間には、常に「少しくわざわいの種⁽¹⁸⁾」(andak maya-i-ghubari)があつた、とミンハージュも認めてゐる。⁽¹⁹⁾
ビルジー・トルコ族に屬するマリク達は、何れも奴隸⁽¹⁹⁾ではなかつたようであり、最初のイフティヤールッディ
ーン・ムハンマッドはムイズッディーンのカズニー廷に自らあらわれたのであるが、クトゥブッディーンとのちの關
係は、むしろ臣従關係からはじまつたといつてもよいのであり、この點では、ビルジーが、同じトルコ族でも當時か
なり異つたものとして考えられていた事實をも考えあわせ、ここでは省略してさしつかえあるまじ。

かくて、クトゥブッディーンと勢力を争つていた他の三人、すなわちヤルドーズ、カバーチャ、トゥグリルは、何れもスルターン、あるいはそれに近い高位にのぼつたのであるが、實はクトゥブッディーンと同じく、ムイヅィー宮廷の奴隸出身だつたのである。つまり、グール朝の分裂による衰退ののち、その上部支配権力も分立する形で、分派が成立したのであるが、インド内地に成立していつたクトゥブッディーンの支配権力も、實はこうした、むしろ仲間的關係にあつた奴隸出身の對抗勢力を持ち、常にそれとの對抗關係を考慮しなければならなかつた環境においてのものであつた。ただ、クトゥブッディーンの歴史的意義は、デリーを根據としてのインド内地における支配を、アフガン臺地の從來の本地から切斷したことにあるのである。こうして彼は、外よりの干渉から自由な、インドにおけるサルタナット確立への道を開いたわけである。⁽²²⁾ こうした歴史的意義を別として、君主權の問題のみからいえば、クトゥブッディーンの中に大きな意義を興えて、その君主權に絶對的な意味を附することはむしろ當らない。⁽²³⁾ クトゥブッディーンがラーホールにおいて登位した際の、*Tarikh-i-Fahrudin Mubarakshah* にみえる稱號も、きわめてひかえ目のものだつたのである。⁽²⁴⁾

アーラーム・シャー (Arām Shah) とイルトゥトゥミシュがつづいて立つ経緯については、前稿に述べておいたが、これは、その時も記しておいたように、無能な血縁が、貴族推戴制という形式的な方式を土臺としての實力者イルトゥトゥミシュに退けられたものと見られるのである。⁽²⁵⁾ 本稿の視點からするならば、それは、クトゥブッディーンがインドにおける最初のサルタナットの基礎をおき作らも、なお、そのスルターンとしての権力の點では、奴隸貴族制下のそれをのりこえるものではなかつたことを示すものであり、また、宮廷奴隸が依然としてアーミール、マリク

のみならずスルターンへも到る道であつた事實が、アーラーム・シャアの退けられた背後に嚴然としてあつたわけである。たとえ、アーラーム・シャア個人の問題、およびクトゥブツディーンの血縁におけるしかるべき後継者の缺除という事情はあつたにせよ、血縁の持續と、その地位のある程度の高揚とは、やはり、次のイルトゥトゥウミシュの三十年近い統治によるサルタナットの確立後はじめて行われるに至るのである。なお、ミンハージュが、ムイズツディーン、のちのイルトゥトゥウミシュについては、そのタイトルからカージー、マリク達の表まで残しているにかかわらず、クトゥブツディーンについては、ムイッズイー・スルターンの第一番目にあげたのみで、そのあとに何も記していないのは、興味あることである。⁽²⁶⁾

三 シヤムスツディーン・イルトゥトゥウミシュ (Shamsuddin Iltutmish) と

その後継者たち

デリー・サルタナットの支配を確立したシヤムスツディーン・イルトゥウミシュは、君主権の點においてどのような歴史的な意味をもつてゐるだろうか。

まず、ここでも問題になるのは、シヤムスツディーンが、クトゥブツディーンの奴隸（スラフ）であつたこと、つまり、彼は奴隸の奴隸だつたということである。彼は、トゥルケスタインのアルバリー・トルコ族の一首長の子であつたということが、兄弟間のかくしつから奴隸に賣られるに至つたらしい。⁽²⁷⁾その後、彼はガズニーでムイズツディーンの奴隸になる機会もあつたのであるが、結局は、クトゥブツディーンに購われる。彼と同時に、優秀なトルコ人奴隸が購われたが、

この方は、のちタバルヒンダー (Tabarindah) のアミールとなつてゐる。⁽²⁸⁾ クトゥブッディーンは、イルトゥトゥウミシュをつねに側近において目をかけ、彼は、「日々、その官位と榮譽 (jah wa sharf) におゝりつづけた」という。⁽²⁹⁾ 彼はやがて、グワリニール (グワリオル) のアミールとなり、バラン (Baran) のイクターを得、ついに、イクターとしては當時第一級であつたバダユーン (Badayun すなわちバダウン Badawan) を得る。⁽³⁰⁾ 彼の即位に至る事情については、拙稿にすでに述べたので、ここでは省略するが、以上のことからイルトゥトゥウミシュの王座への道をみると、これまでの奴隷スルターンと同じように、宮廷奴隷より、ムクティ (Mugti) を經てスルターンに推戴されるという、従來の典型的な道を歩んでゐることがわかるのである。

それならば、その出身も、スルターンへの道も、前代のクトゥブッディーンに至る君主と同じであつたにせよ、インド・イスラーム最初の支配権力たるサルタナットを確立した彼の、スルターンとしての権力は、どのような位置を與えられるべきものであらうか。これには、彼の周圍にあつた貴族勢力との關係をもう少し分析してみる必要がある。

第一に、登位直後のアミールたちの反抗について考えてみよう。ミンハージュによると、イルトゥトゥウミシュの登位に對して、「トルコ人およびクトゥビー・アミールたち」⁽³²⁾ が、デリー周邊に集り、さらに「トルコ人およびムイブズイー・アミール」もこれに結合して、シャムスッディーンに抵抗したことになつてゐる。これに對して、シャムスッディーンは、ジュード (Jud) の平原で戦ひ、相手を破つたのであつた。⁽³³⁾ このことは、明らかに、イルトゥトゥウミシュの即位についての反對派の貴族の反抗と考えてよいと思われる。あるいはイルトゥトゥウミシュ自ら、この反對派を破るべく仕かけたものであるかも知れない。何れにせよ、これは、當時、自他ともに第一人者と認めていたイルトゥトゥウミシュにも、その登位に抵抗するクトゥビー、ムイブズイー貴族がなおいたことを示すものである。すなわち、

登位當時の彼の君主權が、それほど、絶對的なものではなかつたことを示す一つの證據にもなる。自分より先輩、同輩の奴隸^{ペンダ}出身貴族の中になおこうした反抗があり得たのである。

しかし、これに比べれば、ムイヅビーの同じ奴隸出身でも、クトゥブッディーンのいわば同輩であり、血縁關係もあつたヤルドーズ、およびカバーチャに對する對抗關係は、イルトゥトゥミシュにとつては、はるかに重大なものであつた。ミンハージュは、ムイヅビー・スルターンの章を獨立させてたてているが、それはクトゥブッディーンにはじまり、次のアーラーム・シャヤーにつづいて、カバーチャを立てている⁽³⁴⁾。カバーチャは、ムイヅビーの奴隸であり、クトゥブッディーンの娘二人を娶り⁽³⁵⁾、ムルターンを中心として勢力を確立、デリーをうかがつていた。イルトゥトゥウミシュとは義兄弟の關係にあるが、すでにクトゥブッディーンの對抗者であつたし、又、出身としても、むしろイルトゥトゥウミシュの先輩格であつたのである。ヤルドーズについても、ミンハージュは、ガズニーのシャンズバニア朝の章の中で、ムイヅビーの奴隸ではあるが、彼と並べて記載している。若年からムイヅビーの下に宮廷奴隸としての訓練をつみ、とくに「他のトルコ人奴隸の長」とされ⁽³⁶⁾、のち、ガズニーの權力を握つてからは、ヒンドウスターンに對してもつねに主權の擴大をうかがつていたのである。彼もすでにクトゥブッディーンの時代よりの對抗者であり、イルトゥトゥウミシュには、むしろ第一の強敵であつたが、一二一五年、ハリズム・シャヤー(Khwarizm Shah)からガズニーを追われて、ラーホールへきてからは、デリー・サルタナットにとつて、直接の脅威となつたのである。

この二人の脅威を除いたことは、イルトゥトゥウミシュにとつて、自らの王座を擁護するためではあつたが、結果として、サルタナットのアフガン臺地との關係の殘さいを完全にのぞき、上部支配構造の中におけるスルターンの

君主權をも確立する政治的基礎となつた。もはや、彼は、クトゥブッディーンの時代におけるように、同列の對立者をもたなかつた。そして統治二十五年の間に、彼のサルタナット上層における支配權力は、前代に比べて全く安定したものととなつていつたのである。なお、この點について、二、三のことを指摘しておく必要があると思う。

第一に、クトゥブッディーンの時代には、インドの領域は、なお、アフガン臺地をもふくむ一つの政治史的地帯の一部として考えられていたし、事實、その歴史は、つねに一體として動いてきた。イルトゥットウミシュがサルタナットを確立してからは、その支配の範圍は、ヒンドゥースターンに集中されることとなつた。このことは、君主權の確立の一つの基礎となつたといえよう。

第二に、上述してきたように、彼の對抗者は、彼の同輩、むしろ先輩であつたが、それはデリーのサルタナット支配の内部から出たものではなく、すでに、外において何れも權力を確立したものであつた。従つて一度こつた強力な對抗者を破ると、デリーの上部支配構造そのものにおいてのサルタナの權力の確立は容易なものとなつたのである。

第三に、以上のことと關連するのであるが、デリー・サルタナット内部における貴族層は、いわば、イルトゥットウミシュの手飼いの飼犬同様であり、彼らは、後述するようにこのサルタナットに購われて次第に要職についていつた奴隷が大部分であつた。彼らが權力の坐についてスルターン位をけん制するのは、むしろイルトゥットウミシュ死後のことである。彼の治世には、むしろその支配の忠實で有力な支柱でもあつたと考えられるのである。

イルトゥットウミシュの支配權力の背後には、こうした事情を考へておく必要があるが、ここで、著名なカリーフよりの六二七年における使者のデリー訪問についてちよつとふれておこう。⁽³⁷⁾このことはすでに説明されている點が多

いが、第一に、イルトゥットウミシユが、イスラーム世界の支配者としてのカーリーフの權威を認めたこと、第二にその權威を利用して、自らのサルタナットの君主權の正當さを裏附けたことである。そして重要なことは、ここにおいて、デリー・サルタナットが、全イスラーム世界の規模において承認されるという結果をもつたことであり、これはたしかに、イルトゥットウミシユの君主權にとつて大きな意義を與えることとなつた。しかし、彼が、この好機を利用したにしても、それを君主權の絶對性の表象として利用しようとしたかどうかは不明である。彼の場合、君主權を神聖なものともまですり上げその絶對性を高揚したバルバンとは、この點かなり異つてゐる。シャムスッディーンの場合には、奴隸出身者はお「選エばれたリるものチ」であつたし、優遇され、又出世の第一の道であつて、バルバンの貴族抑壓の場合とは大きな隔たりがあつた。この意味でも、イルトゥットウミシユは、まさにクトゥブッディーンとバルバンの間にあつて、その過渡期的な性格を示しているといえよう。

次に問題となるのは、後繼者指名についての事實である。この間の事情については、すでに前稿「繼承」にのべておいたが⁽³⁸⁾、貴族の反對をおしても、「バルダー」のかけにかくれていた女子ラズィヤの指名を、治者としての才能適格の點から、男子を退けて固執したイルトゥットウミシユは、單なる頑迷な君主ではなかつたことを示している。しかし、結局、彼の死後、ラズィヤの登位は一時否定され、ルクスッディーンが推戴される。ここで本稿の視點から問題となるのは、前稿にふれたように、(一)事實上の世襲權の成立、つまり個人に對するアミールたちの否認にも拘らず、結局は、やはりイルトゥットウミシユ直系の血縁が選ばれていること。(二)このことの背後には、君主權の確立ということの他に、シャムシー貴族勢力の對抗關係における一種の均衡という状態が考えられること、などである。⁽³⁹⁾従つて次に、イルトゥットウミシユ以下、バルバン出現に至るまでの諸スルターンの時代の君主權の推移と、貴族勢力との關係の面

においで問題にしてみよう。

「タブカーテ・ナーシリー」の一章は、とくに、シャムスィー・マリク、つまりイルトゥトウミシユの貴族達にあてられ、「マリクおよびハーン」の記録として、インド・イスラーム宮廷史家の敘述としてはまことに興味ある、いわば「列傳」の如き形をとつてゐる。これは、タージュディーン・サンジャル・エ・ガズラック・ハーン (Tajuddin Sanjar-i-Gajlak Khan) にはじまり、⁽⁴⁰⁾バハール・ハックウッディーン・ウルグ・ハーネ・バルバン・ウッ・スルターニー (Bahar-ul-Hakkuddin Uugh Kkan-i-Balhan-us-Sultani) すなわち、⁽⁴¹⁾のちのギャースッディーン・バルバンにおわる二十五人のシャムスッディーンのマリクおよびハーンをあげたものである。これらの貴族については、次に豫定している貴族についての拙稿において分析してみるつもりであるが、ここでとりあえずふれておきたいのは、まず、これらの二十五人の重要なシャムスィー貴族のうち、ただ一人、すなわち第十五番目にあげられているマリク・タージュディーン・サンジャル・エ・クレート・ハーン (Malik Tajuddin Sanjar-i-Kureit Khan) を除きて、すべて、⁽⁴²⁾奴隸であつたことがはつきりと記されていることである。しかも、このただ一人、奴隸であつたことの記載のないタージュディーンにしても、奴隸ではなかつたという積極的な證據はないのであり、むしろ彼も同じく奴隸であつたと考へても決して不自然ではなさそうである。

次にこれら二十五人の中、「シャムスッディーンの奴隸であつた」とか、「スルターン (シャムスッディーン) が購つた」とかいう明瞭な記載のないのは、第六番目のヌスラトウッディーン (Malik Nusratuddin Tajasai) のみであり、彼の場合は、「スルターン・ムイスッディーン・ムハンマッド・エ・サームのズンダ」とはつきり記され、し

かもミンハージュが直接彼と接したときには、すでに著名なムクティの一人であつたという。⁽⁴⁵⁾従つて彼はムイッズィー奴隸の古參のものとなつていたことが判る。しかし彼とて、シャムスッディーンがうけついで購わなかつたという積極的な證據はなく、ムイッズィー奴隸からシャムシー奴隸團に入れられたとみても自然であろう。

さて、これらの「マリクおよびハーン」達は、何れも、イルトゥトゥウミシユ生前より、あるいは宮廷内中央の高官にのぼり、あるいはイクターを享受し、シャムスイー後繼のスルターンよりバルバン登位に至るまで、何れもサルタナットの中央、地方政治の中核をなしていた貴族である。⁽⁴⁴⁾かくて、第一に指摘されるのは、シャムスッディーンの後繼スルターンの宮廷、および地方統治における勇將、貴族は、ほとんど、彼自身の奴隸として購つたもので、ここに、いわゆる「奴隸貴族」が、事實上、イルトゥトゥウミシユ直後のサルタナット支配の主軸を形成していったという實態⁽⁴⁵⁾がわかるのである。それは、フィリシタも指摘しているいわゆる「チェハルガーニー」(Chehargani)に外ならぬ。⁽⁴⁶⁾そして、君主権と貴族勢力との關係という本稿のテーマについていえば、すでに前稿でふれたように、この「チェハルガーニー」を中心とする貴族間の勢力の一種の均衡状態が、無能な世襲的血縁者のスルターンを繼立させた重要な契機となつたと考えられるのである。⁽⁴⁶⁾ラズィヤ以後ナーシルッディーン・マフムードに至るこれらのスルターンの繼立についてはすでに前稿に説明してきたのでここに再び觸れないが、⁽⁴⁷⁾要するに、イルトゥトゥウミシユによるデリー・スルターンの君主権の一應の強化の結果としての、世襲權の事實上の成立ということも、實際は、こうした奴隸貴族の勢力關係の頂點にあらわれた現象であつて、後代のイスラーム支配におけるスルターンの世襲とはかなり趣を異にするものと、私は考えるのである。⁽⁴⁸⁾

なおここで、とくに本稿の問題點としては重要な點にふれておく必要がある。それは、この「チェハルガーニー」

の主體であつたトルコ人貴族は、奴隸という點では、グール朝とくにムイッズイーのそれと同様でありながら、もはやクトゥブツディーン以前の奴隸貴族とはある點で異つた性格のものだということである。つまり第一に、彼らは、イルトゥトゥミシュによつて確立されたデリー・サルタナットの中において貴族に昇格したもの、いわば、インド内地において成立した奴隸貴族であつたといふことである。第二に、従つて彼らは、それ以前の奴隸貴族たちと同じく、トルコ人であつたにしても、すでに本地との關係において全く獨立したものとなつたインド・イスラーム國家たるデリー・サルタナットの支配の下におかれたのであり、同じ奴隸バグの新しい供給の點でも、出世のコースにおいても、當然限界をもつべきものとなつていたのである。第三に、サルタナットの環境は、奴隸仲間の出身者が各地に割據できる地理的、政治的條件の中にあつた時代とはすでに異なつていたし、又、イルトゥトゥミシュによつて一應君主權が確立された下での、形式的にはむしろ君主權に完全に從屬する形での貴族だつたのである。こうした奴隸貴族は、もはや、かつてのグーリード、シャンスバニア等の支配の下における奴隸とは、かなり性格的に異つてくる。たとえば、それは、パベット・スルターンを左右する「チェハルガーニー」という一つの支配權力の實體を掌握した形をとつたとしても、制度としては、むしろ固定化し、老衰してゆく限界をもつものに變貌しつゝあつたと考えられるのである。バルバンによる次の時代の君主權の強化確立は、決して彼自身の性格のみに歸し得るものではない。こうしたデリー・サルタナット成立期において果した奴隸貴族制の役割の變貌、つまりその固定化を考へるときには、たとえバルバンによる貴族集團抑壓の強力な政策をまたずとも、從來の奴隸貴族制としての歴史的性格は、永くはつづき得なかつたと思はれるものである。

四 ギャースッディーン・バルバン (Ghyasuddin Balban) の
支配の歴史的意義

ギャースッディーン・バルバンは、インド・イスラーム史における君主権の問題においては、何れの史學者も重視するスルターンの一人であるが、本稿の視點からしても、二重の歴史的意味において重要である。第一には、イルトゥトゥミシュ以後、常にスルターンの権力の背後にあつたトルコ人奴隸貴族の権力を弱めて、スルターンの君主権をかつてなきほどに高め、その結果、中央アジア、アフガン臺地よりインドに影響をおよぼしたトルコ人宮廷奴隸制のサルタナット支配の上部構造における歴史的役割に一應の終止符を打つたこと。第二には、彼が自ら抱懐し、自らの王座タクトの上に實現した君主権は、サルタナット全期を通じて支配構造の頂點における君主権の一つのピークであつた、ということにおいてである。以下、この二點を中心としてバルバン支配の歴史的意義を述べてみよう。

バルバン自身は、イルトゥトゥミシュの奴隸バインダであつた。彼の父は、イルトゥトゥミシュと同じアルバリー (イルバリー)・トルコ族に屬する「約一萬戸のハン」(Ba qadr dah hazar Khane ra Khan) であつたが、やがてバルバンは奴隸に賣られたとされている。のち、イルトゥトゥミシュの奴隸として購われ、他の奴隸たちと同じく宮廷奴隸として昇進し、歴代のスルターンに關係し、ついにリワリ (Rewari) およびのちには、ハンシ (Hansi) のイクターを得た。彼は「チェハルガーニー」に屬し、その一方のリーダー格であつた。ナーシルッディーン・マフムードの登位に彼があつて力があつたといふことも考えられるところであらう。⁽⁶¹⁾ やがて彼は、スルターン・ナーシルッディ

ーンに娘を入れる⁽⁵²⁾。さらに同年(六四七H、一二〇〇A・D)には、「ウルグ・ハーン」の稱號とともに「ナイーブ」(Naib)に任じられた⁽⁵³⁾。同時に、彼の弟をはじめその近縁一黨はそれぞれ任を得るのである⁽⁵⁴⁾。何れにせよ、バラニーによれば、バルバンは、ナーシルッディーンを「ナムーナ」(Nannuna)⁽⁵⁵⁾としておき、自ら政治を行つたという。また、後代のフィリシタも、「シャムスィー朝のこの最後の時期においてバルバンの勢力は國中におよんだ。ナーシルッディーンには、ただ君主の稱號(Shahi Khitab)のみが與えられ、實際の權力と統治のたずなは、バルバンの手中に入つてきた」とまとめている⁽⁵⁶⁾。なお、ここにおいて、インド人モロ⁽⁵⁷⁾ムであつたイマドゥッディーン・ライハン (Imaduddin Raihan)の革命があり、一時、バルバンおよびその一黨は(ミンハージューもバルバン側のカージールとしてまきぞえを食う)失脚するが、間もなくライハン側をたおして立ち直る。このバルバン・ライハンの争についてはいろいろ批判もあるが、ともかく、トルコ人奴隸貴族の一方の首領に對して、こうした改宗インド人モスレムが、それに對抗し得るような高位にまで上り、しかもバルバンを一時押しやつたことは興味あることである。このことは、見方を変えれば、たとえトルコ人奴隸の支配が壓倒的に強かつたにしても、デリーに基礎をおくサルタナットの中に、こうしたインド人の貴族の出る餘地もできてきたことを示すもので、イルトゥトゥウミシユ以後三十餘年インド内地に權力をうちたてたイスラーム國家支配の性格の變化をあらわすものとして重要な點であるといえよう⁽⁵⁷⁾。

このようにして、ナーシルッディーンの時代にすでに「ナイーブ」となり勢力をあつめていたバルバンは、スルターンの死後⁽⁵⁸⁾、自らスルターンとして登位する。この間の経緯についてはすでに前稿においてふれておいたが、その際にも述べておいたとおり、ナーシルッディーンに男子がなかつたとはいえシャムスィー直系子孫の繼立という事實上の血縁世襲制の傳統をバルバンが斷ち切つたのは、實はそれだけの權力の基盤を、彼が徐々に、しかも着々としてつみあ

げていたからなのである。いいかえれば、このときに、弱小スルターン繼立の一つの基盤となり得た「チエハルガーニー」内部における勢力均衡は、その一員であり、一方のリーダーであつたバルバンによつて、すでに破られていたともいえるのである。

しかも、自らスルターンになり上つたバルバンが、今度は、君主権の弱小化を温存してゆく役目を果してきた「チエハルガーニー」貴族制をつき破ろうとしたことも、まことに當然のことといわれ得るのである。バラニーも、この間の消息をよくその行間に傳えている。⁽⁶⁰⁾ ずつとあとのフィリシタは、もつとはつきりと述べて次のようにいう。

「……これらの政治上での兄弟同士の團結は長くはつづかなかつた。そして、わずかなあいだに、その中の誰もが虚榮と尊大に酔いつぶれ、自慢の氣にみたされてしまつた。この「トゥルカーネ・ハージャターシェ」(Turkan-i-Kh-wajatash)の仲間の中で、ギヤースッディーン・バルバンは、すべての者の上に勝利を制していた。バルバンは、スルターンの王座(タクト)にのぼると、何よりも先に、自らの「ハージャターシェ」の敵たちを計つて、その仲間の中にもし再びたち上るものがあるば、それをすぐ抑壓してしまつたのである」⁽⁶¹⁾

こうしたバルバンの態度は、もつと實質的な面においてもあらわれている。すなわち、イルトゥトゥウミシエおよびその後繼スルターンの時代におけるイクターの濫發とその世襲的傾向に對して、土地の贈與者を三つの種類にわけて、整理しようとした。⁽⁶²⁾ この試みは強行されず、結局において、バルバンは、イクターのシステムを變えることはできなかつたらしいが、彼が、世襲的ムクティを新しく作り出さなかつたこと、ムクティ(Muqti)すなわちイクターの保持者)の頻繁な轉置の政策をとつたこと、また、當時、最も重要と思われるムルターン、サマーナ(Samana)、アウド(Oudh)、ベンガル等を、自分の直系の子で埋めていること、さらに、中央よりクワジャアを地方のイクターに任

じることによつて、中央の眼を地方に見開いていたこと等は、バルバンのこうした政策のあらわれと考えられるのである。⁽⁶³⁾

こうしたトルコ人奴隸貴族勢力の破砕は、イルトゥトゥミシュの子孫のスルターンによつてもなく、また改宗インド人モスレムたるイマドゥッディーン・ライハンによつてもなく、實は、その強力な一員であり、しかも徐々にその勢力を確立していつたバルバンにはじめて行うことができたのである。⁽⁶⁴⁾しかも、バルバンによる「チェハルガーニー」の抑壓は、彼自身の君主權の昂揚の意味ばかりでなく、さらに大きな歴史的结果をももたらした。すなわち、それは、アッバース朝にはじまり、グルル朝からデリー・サルタナット成立期に至つて、支配權力の背後にあつてその實質的な權力のトレーガーとなつていつたトルコ人奴隸貴族の歴史的役割を、事實上終焉させるに至つたといふことである。このことは、少し前にもふれておいたように、デリー・サルタナットのインド内地における支配確立の過程の中に、一部のトルコ人支配層の獨占、とくに、その特殊な形としてのトルコ人宮廷奴隸勢力の支配という型の間から、インド人モスレムの貴族層（その代表はライハン）をはじめ、當時、トルコ族とは一應異なるものとさえ受けとられていたヒルジール貴族の擡頭等にみられるような異つた分子をもふくむ貴族層の成立への契機が、すでに生れつつあつたということと關連するものである。従つて、スルターン對貴族という支配構造内における力關係においては、バルバンの君主權と貴族勢力との對立は、サルタナット時代を通じてずつとあらわれるにもかかわらず、奴隸貴族制ともいふべき、種族的限界の下における特殊な身分制による支配のむしろ變態的な形式は、ここで一應終焉をみるのである。以後、たとえ、奴隸から貴族になり上ろうとも、(バルバン自身、宮廷奴隸を使用、また貴族にも任用している)、それは、もはや、この「奴隸王朝」前半における奴隸、あるいは集團的な「チェハルガーニー」的な歴

史的意味は、再びもつことはなかつたのである。

しかもなお、シャムスイー奴隸貴族の勢力を破砕したバルバンの死後、バルバン治下におけるいわゆるバルバニー貴族の一黨は残つていた。⁽⁶⁵⁾ カイクバード (スルターン・ムイズッディーン) は再びパベットとなる。彼がきびしい祖父の下からはなれて放逸に走つたように、バルバニー貴族の中には、ひどくおごるものも出てきたのは反動として當然のことであつた。⁽⁶⁶⁾ 事實上の権力は、デリーの「コトワル」(Kotwal) の甥であつたニザームッディーン (Nizamuddin) の手中に入る。彼は、バルバンに比べれば、全くの小物であり、叔父の權威に乗じて出てきた家柄貴族であつて、この點奴隸貴族とはずつと異つたものであることは注意する必要がある。彼は、カイクバードと對立し、さきにバルバンの指名を得てゐたカイ・フスロウ (Kai Khusrav) を退け、さらにスルターン (カイクバード) の身邊より舊貴族のあるものを退ければ、デリーはわが手中に入ると計算して、バルバニー貴族の抑壓に乗り出す。⁽⁶⁷⁾ しかし、この場合の對抗關係は、バルバンのそれとくらべれば、ずつとスケールも小さくし、むしろ、普通の意味の貴族の黨争のそれに近い。ワジールのクワジャー・ハーティール (Khvajah Khattir) はまずその犠牲となり、⁽⁶⁸⁾ さらに「バルバンの時代に高位にあつた家族たちもその子孫のものも」投獄されたり幽閉されたりする。またバルバン時代の重臣、マリク・シャーヒッタ (Malik Shahik Murtazin) のアミール、マリク・トゥザキ・ムランのムクタイ (等も次第に片づけられてゆく。⁽⁶⁹⁾ こうしたニザムッディーンによるバルバニー貴族の抑壓は、實は、バルバンによる貴族抑壓を延長したという點で歴史的意味をもつてゐる。しかしこのむしろ喜劇的人物たるニザームッディーンも、やがて舊バルバニーの殘黨の中のジャラールッディーン・シヤーサット・ハン (Jalaluddin Syasat Khan) / イェリク・アイタムール (Malik Aitamur) 等によつて毒殺されるのである。

こうしてバルバン死後の一連の對立關係は、弱小スルターンの下でおける貴族間の黨争の典型的なものであるが、しかし、その君主權との關係においては、バルバニー貴族の勢力保存の末期的症狀を示してゐて興味かふかい。すなわち、マイズヅディーンのものには、彼らは、ハーレムの中より連れ出してきた、カイクバードの幼児、わずか三歳のカイ・カーウス (Kai Kaous) を王位につけるのである。これについてはすでに前稿において述べたが、この資格に缺けた三歳の幼児をかつぎ出すのは、バルバンの血統をつづけようとするバルバニー貴族の權力保持の最後のあがきであり、同時に、弱體化した彼らの中にはもはやそれを擁して強力な支配を打出す力もないことを示すものであつた。それでも、アイタムール等は、まずヒルジ一の勢力を目標として排除しようとする。ここに、すでに對ヒルジ一という強大な部族的對立の新しい契機が出てくるのである。⁽⁷¹⁾これについては、バラニーが、ブグラール・ハーン (Bughra Khan) のマイズヅディーンに與えた著名なことばとして次のように述べているなかにもうかがえる。すなわち「われら四人の他、バルバンの王國にはだれも後嗣はいない。もし貴方が退けられれば、この王國は、他の家族、他の部族の手に入るであらう」。⁽⁷²⁾こうしてアルバリー・トルコ族の君主權を最大に高揚し、トルコ人奴隸貴族の歴史的地位に終焉を與えたバルバンの支配は、實は、自らも屬し、サルタナットの支配權力を獨占してきたアルバリー貴族勢力抑壓の要因をも生み出し、結局、ヒルジ一革命への道を開いたことにもなるのである。

第二の點、すなわち、バルバンが抱懷した君主權のあり方、さらに彼が實際の面において如何に君主權を維持したかについては、バラニー自身もよく述べているし、またすでに多くの學者によつて屢々説かれているところなので、⁽⁷³⁾ここではあまりふれないうでおく。ただ、その中でも最も興味ある見方をするトゥリパティ氏は、バルバンの君主權の

觀念は、威信 (prestige)、權力 (power)、法 (justice) に基礎づけられてゐると説明する。第一の點は、バルバンがこれをもつて、君主權を、グール朝以來の奴隸貴族制に内在した宮廷奴隸→貴族→スルターンという典型的な權力への大道から斷ち切り、さらに、スルターンを貴族制の仲間的關係の頂點におこうとする觀念を拂拭しようとしたものと解釋してよいであろう、彼が、君主權を絶對的なものにまで高め、さらにこれを神の權威にまでむすびつけようとしたことも、この究極の表現に外ならない。さらに出身の格式、宮廷内のスルターンの舉措、貴族との懸隔、等々の事實は、すべてこうした君主權の威信の確立に對する、時には、滑稽なまでの御膳立てであつたのである。(14) 彼の權力政治は、むしろテマ政治に近いものさえあつた。そして、彼の君主としての公正な法秩序の維持は、時に極端にまで走り、「バリード」(barid) と呼ばれた彼の有名なスパイ・システムとあわせて、自らの兄弟、親族をもふくめて、貴族間に一種の脅威をひきおこしたほどである。(15) バラニーは、これらについていろいろ述べているが、さらに、「彼に對する恐怖と畏懼の念が人々の心をとらえた。しかし、人々に對する彼の公正さと考慮とは、結局その臣下の支持をかちとり、彼らをして、その王座の熱心な支持者たらしめた」と述べている。(17) 彼の政治の實態と、貴族民衆の服従の様がまことによく示されてゐるといえよう。なお、ついでながらこのバラニー自身が「あらゆる善政の基礎であり、國家の榮光と光輝の源泉であるところの、支配權力への畏怖といふことが、すべての人々の心からぬけ出てしまつた」という表現を、バルバン出現以前の政情について用いてゐるのを知るとき、われわれは、同時代のモスレム宮廷史家の中ではすぐれて批判的でもあつたバラニー自身、このような君主權の理想像をもつていたことを知らされるのであり、こうした時代にあつて、バルバンの實現しようとした君主權のあり方が、どのような効果をもつていたかを、現代の立場とは別個の彼の見方を通じてよく認め得ると思ふのである。また、後代のアクバルの時代のバダオニーも

バルバン時代について説明しているところに挿入した詩句の中で、「令聞は公正と正義より出でる。不正と王權とはまさに灯と風の如きもの。」と記している。⁽⁷⁹⁾ここにみえる王權(Sovereignty)の觀念は、本質的にはバラニーのそれと同じ考え方を示すものと考えられるのである。

バルバンが抱懐し、自ら實現した君主權は、後代に及ぶサルタナットの一つの典型を示したものと考えられる。この點でサルタナット初期の支配における彼の歴史的意義は大きい。しかもなお、バルバンの權威は、その死後、ある意味では、かなり急速に失墜していつたともいえるのであり、これは、君主權における個人的な契機がなおつよく、君主權という支配の權力の一つのあり方が、個人をこえて一つの制度としての強さを示すまでにはいつていなかつたサルタナット初期におけるイスラーム支配構造の歴史的限界だつたといえるであろう。

五 あ と が き

以上、いわゆる「奴隸王朝」におけるスルターンの君主權のあり方を歴史的に辿つてきた。それは、トルコ人宮廷奴隸制、およびそれから發生した奴隸貴族制と密接な關係をもつものであることがわかつた。クトゥブッディーン・アイバックは、デリー・サルタナットの基礎をおいた君主としてあらわれたインド・イスラーム史上の最初の奴隸貴族に他ならなかつた。つづくイルトゥトゥミシュは、眞の意味でのインド・イスラーム國家支配の最初の君主であるが、彼の支配は、自らの息のかかる奴隸貴族をつくり出しながら、しかも、従來の奴隸貴族の勢力を抑えた上に立てられたものでその過渡期的性格を示している。しかしながら、彼の血縁子孫による事實上の世襲的君主制の下に、こ

の新しい奴隸貴族の集團は、實質的な權力を掌握して、君主をかいらい化してゆく。しかし、その中から出た一人ギヤースッディーン・バルバンによる、長期の慎重な權力集中の結果、君主制の背後にあつて實質的に權力を動かしていた奴隸貴族制は抑えられ、ここに、のちにサルタナットの支配の一つの典型ともなつた君主権の一頂點が實現される。このバルバンによる支配は、同時にトルコ・インドの奴隸貴族制にもその歴史的な役割をおわらせることとなり、ここにそれにかわつて、むしろ正常なインド・イスラーム國家支配の貴族制が生れてくるのである。バルバンの支配は同時に、アルバリー・トルコ族による支配の自滅の要因をも含んでいたものであり、ここに、トルコ族奴隸貴族制に代つて、新しく種族的契機が出てくる。ヒルジー貴族による革命は、實は、こうしたバルバン支配の餘燼から生れた最初のものであつたのである。

本稿では、君主権の消長を把握するのに當然のことながら貴族勢力との關係に重點がおかれた。屢々くり返してきたように、サルタナット支配の上部構造を把握するには、この宮廷奴隸制を基盤とした中央、地方の貴族制全般を立入つて分析して見る必要がある。従つて、本稿につづく次の稿は、こうしたいわゆる「奴隸貴族」および地方統治の主體たる「ムクティ」が中心となるわけである。(一九五六年八月初旬)

(1) 「東洋文化研究所紀要」第八冊、昭和三十一年三月、二七七—三〇九頁、(以下、拙稿「繼承」と略記する)

(2) 拙稿「繼承」、二七八頁。

(3) ①「奴隸王朝」(Khandani-Gulamam, the Slave dynasty) と云ふ呼び方については、人によつて異論があり、例えは Shrivastava, A. L. "The Sultanate of Delhi," *Agra*, 1950 (以下、Shrivastava と略す) があるが、これについては、拙稿

「繼承」三〇五頁、註2参照。「王朝」と呼ぶことにも問題があるが、これは、のちの「ヒルジー王朝」に對して、同じトル

コ系でもアルバリー(イルバリー)・トルコ族に属しているという部族的契機を考慮に入れれば至當と考えられるのである。「グンダ」あるいは「グラーム」(Gulam)の意味については、次の拙稿「貴族」にゆずるが、その歴史的問題については、本稿に簡単にふれている。

(4) これについては、次の拙稿「貴族」にゆずるが、さしあたつては、拙稿「繼承」三二二頁、註50参照。

(5) 八世紀の初頭のワリード(Wahid)治下のアラブによるトルコ族の地の征服は、トルコ系諸種族との接觸を生んだが、その征服の過程において、トルコ人は、人頭税(Jizya)として幼児を提供し、これらの幼児はイスラーム世界において奴隸として賣られた。この新しい奴隸としてのトルコ人は肉體的にも他の諸種族の奴隸よりははるかに優秀であつたので、やがてかつてギリシヤやローマの一部でそうであつたように、軍兵、官吏としても用いられるようになった。カリーフ・マンズール(Mansur)は、これらトルコ人奴隸を兵として採用した最初の君主であつたという。こうしてトルコ人奴隸は、宮廷内でも広く用いられるようになり、例えば、カリーフ・ムタシム(Mutasim 833-42 A. D.)はトルコ人奴隸を母とした。彼はこうした血縁關係もあつて多数のトルコ人を兵に用いた。カリーフはとくにトルコ人のすぐれた肉體的條件を保持させるために、トルコ人奴隸をトルコ人の女と結婚させたという。彼らは、また、君主、宮廷貴族側近の仕事をしていたので、宮廷におけるトルコ人奴隸の權力は次第に強くなつてつたのである。Habib, Muhammad; Introduction to the reprint of "History of India", Vol. II. by Elliot and Dowson, Aligarh, 1952, (N. T. Habib, Introduction と略記す) pp. 91-92.

(6) Habib, Introduction; pp. 92-93.

(7) Habib, Introduction; pp. 93. その他、クトゥブディーン、イルトゥトゥウシシ他著名な奴隸の例をみてもそうである。

(8) 「すぐれた支配者の息子がたまたま失敗であるときに、眞の指導者の奴隸達が、しばしばその主人と同じものをもつてつたりすることを證明する。……奴隸は、「生き残つた最適者」である。」(Lane-Poole, S.: "Medieval India under Moham-

medan Rule (A. D. 712-1764), 1903, Calcutta edition 1951, Vor, I, p. 44.)

- (9) Minhajuddin, Abu Umar-i-Uzman: "Tahakati-Nasiri", Persian text published by Asiatic Society of Bengal (Bibliotheca Indica Series), Calcutta, 1864. (邦訳 Tab. Nas. 2巻記号) p. 131; "Tahakati-Nasiri", English translation by H. G. Raverty, published by Asiatic Society of Bengal (Bib. Ind.) London, 1881 (邦訳 Raverty 2巻記号) p. 497°
- (10) Tab. Nas., pp. 138-139; Raverty, p. 514. 444' ハッーハ・ホ・ハーン・ハヤ' 華語 "Lord of the stables" 2巻記号。
- (11) Tab. Nas., p. 139; Raverty, p. 515.
- (12) 拙稿「繼承」二八四頁。
- (13) 念のためこの二人の人物の音譯を各譯者によつておぼつちめせしむ。Raverty (Tab. Nas.): Yalduz, Kabajah; Basu (Tab. Mud.): Yalduz, Kabacha; De (Tab. Akb.): Yalduz, Kabajah; Ranking (Mun. Taw): Yalduz, Qabacha; Briggs (Ferishta): Yaldooz, Koobacha; C. H. I.: Yildiz, Qabacha; I. Prasad: Yaldoz, Qulacha 等がある。大したことはなからず直註。
- (14) Tab. Nas. (Raverty), p. 489. 444' 445' の二つは、ラウツァイヤの註 (p. 489, N. 7) の二つ通り、キョーンズディーンはラウツァイヤのヒルジール支配者の第四人目に當り、ムイスズディーンがなお生きていたとき、ビートルおよびラクナワマニを支配する基礎を作いたのは、マンハヤム・ビン・ムンハヤムン (Muhammad bin Bakhtyar) であつた。なおこの點で445' は Bib. Ind. 版 Tab. Nas. (p. 126) は混亂してゐる。
- (15) 拙稿「繼承」二八六—七頁参照。
- (16) Tab. Nas., pp. 137-164; Raverty, pp. 503-595.
- (17) Tab. Nas. p. 142; Raverty, pp. 531-532. 娘の姉の方が死んだのは、妹と再び結婚したのである。

- (21) Tab. Nas., p. 144; Raverty, pp. 544-45.
- (16) Tab. Nas., p. 145; Raverty, q. 547.
- (20) Tab. Nas., p. 146; Raverty, p. 548.
- (21) Tab. Nas., p. 148; Raverty, p. 552.
- (22) Tripathi; "Some Aspects of Muslim Administration", Allahabad, 1936, p. 24.
- (23) 原不^レ Prasad, I; "The Medieval History of India", 1948, Allahabad, p. 125 以下に於て Tripathi 氏
 の撰述 (Tripathi; p. 23)。 本稿「繼承」二二三四頁以下、三〇六頁註を參照。
- (24) "Tarikh-i-Fakhrud-Din-Muharrakshah", Persian text edited by E. Denison Ross, London, 1927, p. 32. 拙稿「繼承」
 二八五頁、および三〇八頁註を參照。
- (25) 拙稿「繼承」二八六—二八八頁。 フーラーとクトゥンマニヤーンの關係を論じては、二八六頁參照。
- (26) 上記の論議を本稿「繼承」三〇六頁註を參照。
- (27) Tab. Nas., pp. 166-167; Raverty, pp. 599-600. 本稿 Raverty, p. 599, Note 10 參照。
- (28) 上記の論議 Tab. Nas., p. 168; Raverty pp. 602-603 以下に於ては、繼承の方針を論じて居る。
- (29) Tab. Nas., p. 169; Raverty, p. 603.
- (30) Tab. Nas., p. 169; Raverty, p. 604.
- (31) 拙稿「繼承」二八七—八頁參照。
- (32) Raverty, p. 606; Tab. Nas., B. I. ed. 本稿「繼承」二八七頁に於て「イムダバト」として居るが、これは、
 マハメド氏の撰述を以て、マハメドの撰述である。
- (33) Tab. Nas., p. 170; Raverty, p. 605. 本稿「繼承」二八七頁に於ては、Hodivala, "Studies in Indo-Muslim History",

Calcutta, 1941. p. 251 参照。なぞ、ハサン・シカーミー (Hasan Nizami) 氏の著述「Shirjandar Turki u-furqan» —— ウズベク語の語彙 Raverly, p. 606 Note 3 参照—— ほか、著述「蘇州の歴史」 Aksan'kar kitra, Tajuddin Farrukh Shah 著、蘇州の歴史 (Taj-ud-Maasir, cited by Elliot and Dowson, "History of India", Vol. II, p. 237.) に「ムハンマド・ウズベク語の語彙」を収める。

(45) Tab. Nas, pp. 142-144; Raverly, pp. 531-544.

(46) Tab. Nas, p. 142; Raverly, pp. 531-532.

(47) Tab. Nas, p. 131; Raverly, p. 498.

(48) УЗБЕК ТИЛИНИ ТАРАБИГА АБУГАФИ-МАНСУР ПАША УЗБЕК ТИЛИГА «КНИГА НАЗАР ТАРАБИГА НАТ»
 著者の著述「ウズベク語の語彙」を著述「蘇州の歴史」に収める。Al Badaoni: "Muntakhab-at-Tawarikh",
 Persian edition by Maulavi Ahmad Ali, Bib. Ind. series, Vol. I, Calcutta, 1868, p. 66 Ranking, A. S. B.; English
 Translation of Al Badaoni's "Muntakhab-at-Tawarikh", Bib. Ind. series, Vol. I, Calcutta, 1895, p. 94; Raverly, p.
 616, Note 2.

(49) 拙著「繼承」二六〇—二六一頁。

(50) 拙著「繼承」二六一頁。

(51) Tab. Nas, p. 231; Raverly, p. 722.

(52) Tab. Nas, p. 281; Raverly, p. 799.

(53) УЗБЕК ТИЛИНИ ТАРАБИГА БИБ. ИНД. СЕРИЕСИГА НАЗАР ТАРАБИГА КАРАБАТ ХАН УЗБЕК ТИЛИГА
 «КНИГА НАЗАР ТАРАБИГА НАТ»
 Nas, p. 258) 著者 Raverly, p. 756. 参照。ウズベク語の語彙「蘇州の歴史」(Khifchak) の「ムハンマド・ウズベク語の語彙」に著
 述「ウズベク語の語彙」を著述「蘇州の歴史」(Turkani-Sultan) に収める。Munazzaabuddin) に著

「シャヤーク・ペーン」(Shay-i-per' yeen)を譯載してつづる。普通には「peranとなるはず」となり、のち「サーン・シヤンズーン」(Sari-jandar)となつた(Tab. Nas., p. 258; Raverty, p. 757)。これのローキは、他の奴隷の昇進の道とは異なる同じものである。しかも、彼の出身はキフチャー・ナンロフである。それと所屬するものと同じで、VIII. Malik Kamaruddin Kiran-i-Tamar Khan (Tab. Nas., p. 247; Raverty, p. 742); XIV. Malik Tajuddin Sanjar-i-Oqdaq Khan (Tab. Nas., p. 256; Raverty, p. 754. (シヤトク・イダウ・キキルク・クハ・ウ・イフ)。Bib. Ind. 版は、Oqdaq Khan. 註に Fiqdaq Khan となつた); XVIII. Malik Ikhtyaruddin Yuzbak-i-Tughul Khan (Tab. Nas., p. 261; Raverty, p. 761); XX. Izuddin Balban-i-Kashlu Khan (Tab. Nas., p. 268; Raverty, p. 775); XXII. Malik Saifuddin Shamsi Ajami (Tab. Nas., p. 274; Raverty, p. 789. なが Bib. Ind. 版では、シヤトク・イダウ・イバクを缺く)等五人がある。従つて同じキフチャーク出身のターシマヂューンが奴隷でも少しもおかしくはない。ラヴァチイは、その譯註に、彼の目が二十五人中奴隷ではなかつたとつづつるが、何も根據は示してつらなく(Raverty, p. 756)。記載がなからつてつづるは「えんず、むしる奴隷と考へても自然である」。

(43) Tab. Nas., p. 239; Raverty, p. 732.

(44) なが、ミンノージュは、別で、シヤムメツチーインのマリクの名前だけの表をあげてあり、それは寫本によつて異なつてゐる (Tab. Nas., p. 177; Raverty, pp. 625-527, なが Raverty, p. 625, Note. 5 を参照。) なが Bib. Ind. 版は、イリク達の次につづけてメルターンをいくつかあげて混同してあり、表とつらに値しない。(Tab. Nas., p. 177)

(45) 「チェホルガーニー」にしろつては、さしあつては、拙稿「繼承」三〇七頁、註五〇参照。なおこのことは次稿「貴族」にあらうであらう。

(46) 拙稿「繼承」三九三、三〇二頁参照。

「奴隸王朝」の君主權と貴族勢力

(47) 拙稿「繼承」、二八九—二九四頁參照。

(48) トウリパティ氏はシャムスッディーンの子孫のスルターン就任の権利を貴族が一致して認めたことの意義を、インド・イヌラームはじめてのこととして高く評價している。たしかにそうではあるが、しかしこの點をおまり強調するのは、この時代の君主権の實態を過大評價する嫌いがあるにないか。バルバンの出現のこともあり、さらにすつと貴族勢力は弱められたあとでこのことではあるが、バルバン死後のニザームッディーンの場合もある。私は貴族が子孫の世襲的繼承権を承認したということ自體に、やはり彼らの勢力關係、利害關係をまず考える必要があるのだと思う。つまり世襲権の事實上の成立は、君主権の強さに基く絶對的な結果ではない點に問題があるわけである。さらに氏は、貴族たちが當時欲したのは、力をもつて支配できる厳格な人物であつて、しかも貴族の一般的な欲求を満してくる人物であつたというが、これも疑問であり、イルトゥットミムムの貴族は、君主権をそれほど絶對的に考えていたのではないと思う。このことは、次のバルバンの君主権高揚の態度からも遊推できることではあるはうが。

(49) Tab. Nos., p. 281; Raverty, p. 800. *تاج التوریک* by Sarder *وہاب اللہ* Muhammad Qasim Firishia Hindu Shah; "Tarikh-i-Firishia", Urdu translation edited by Osmania University, Hyderabad, 4 Vols, 1924, Vol. I, p. 279. *تاج فریشیا* (Urdu) *وہاب اللہ*。

(50) Firishia (Urdu), p. 281; Ziauddin Barani: "Tarikh-i-Firuzshahi", translated by Elliot and Dowson's "History of India as told by its own Historians", Vol. III, London, 1867, pp. 98-99, Barani (E. D.) *وہاب اللہ*。

(51) Shivasava, p. 118.

(52) Tab. Nos., p. 293-294; Raverty, p. 819-820. *تاج* Raverty, p. 685, N. 4 參照。 *تاج* Ibn Battuta; "The Rehura of Ibn Battuta", Translation and commentary of the parts for India, Maldiva Islands and Ceylon. Translated by Mandi Husain, Baroda (Gaekwad's Oriental Series), 1953, p. 37 N. 1 *參照*。

(3) Tab. Nas, p. 294; Raverty p. 820. この箇所は Bib. Ind. 版では "niyabat-i-mulkdari wa lashkar-kashi wa bakhti-jari ba khatib wa ism-i-Uigh Khani" とあり、トウソク譯は "deputy-ship of the kingdom and leader-ship of the forces with the title……" とあるが、原文の "bakhitari" はトウソク譯すべからぬ。これを獨立した一つの官職名などとする疑問。

(4) Tab. Nas, p. 294; Raverty, pp. 820-821.

(5) Barani (E. D.), p. 98. "Namuna" は、名詞では "sample, pattern" の意、形容詞としては "useless, worthless" の意味があるが、ハリョット本では "pappet" と誤り譯してある。

(5) この間の事情について、ムスリム側についていたミンハンジュを批判しているデリー大學のサラシ教授の論旨は大へん興味がある。ただし、氏の立場は、インド人であり改宗モスレムだつたらしいライハンにあまりに粗しすぎている感じがする。デリー大學で私も屢々話をうかがつたが、この論旨もいかにも氏の性格を思わせるほどはげしい。たしかにバルハン・ライハンの争は、サラシ氏もいわれるように貴族間の黨争の一項點であつたことは勿論であるが、ここにトルコ族對インド人という民族的契機をあまりに重視して、ライハンのター・テターを「インド人黨派の勝利であつた」(p. 200) といふのは少しく問題である。ただ、サラシ氏が、後半において少しくふれられてゐるように、ミンハンジュが、ナーシルッティーンをことごとくに敬虔で「コランの筆寫」ばかりして政を一切ムスリムに任せつきのムスリム・メンターとして記してゐることを少しく批判してゐられることは私も賛成である。(Barani, p.: "Politics and Personalities in the Reign of Nasir-uddin Mahmud, the Slave", contained in "Studies in Medieval Indian History", Delhi, 1952, pp. 234-235.) など "Cambridge History of India", Vol. III, Turks and Afghans, p. 66. 参照。事實、ナーシルッティーンは、即位直後はたびたびの戦でも自ら出陣指揮し、宮廷の奥にひっこんでばかりゐる人物とは違つてゐたようである。フイリシタも、この點についてはいささかと述べてゐる。(Frishta (Urdu), pp. 269-276)

- (57) ラズイヤの場合のアビシニア人ヤークト (Yaqut) 重用の例もあるが、これはいさか個人的な問題が多く、この場合ほどの政治的意義はもたない。また、のちに十四世紀に入つてからの外國人重用の傾向は、又、別の意味をもつてゐる。
- (58) 彼の死を自然死とせず、バルバンの謀殺とするバットウータの見解は別に證據があるわけではない (Ruhra, p. 34)。
- (59) 拙稿「繼承」、二九五—二九六頁參照。
- (60) たとえば、バルバンの従弟で「チュエハルガーニー」の一員であつたシヘル・ハーン (Sher Khan) について、ムラニーは「ムルタン (ムルバン) が、彼を毒殺させたことを「信すべきすじから聞いた」としている。そして、その理由として、ムルバンは、「なんらかの口實によつて昔からのシャムヌイーの奴隸たちをすべて退けようとする意圖がある」ことを、シヘル・ハーンが知つたからであるとしてゐる。(Barani (E. D.), pp. 103-109)
- (61) Fakhra (Urdu), pp. 103-109.
- (62) Barani (E. D.) pp. 107-108.
- (63) Tripathi, pp. 249-251.
- (64) シュリヴァスターヴァ氏は、ミンハージュのいうところを引いて、ラズイヤの君主権について、「ラズイヤはデリーのサルタナットの政治を自らの才能と性格の力によつて支配しようとしたイルトゥトゥミシュの王朝の最初にして最後の支配者であつた」といつてゐる。(Shrivastava, pp. 103-109) それはいさか誇張にすぎるけれども、ラズイヤの力をもつては、やはり、この「チュエハルガーニー」の權力を断ち切ることはできなかつたのである。これをなしたげたバルバンすら、一種の恐怖政治を行つたことによつてなしとげ得たことに注意する必要がある。
- (65) Whalley, p: "Translation from the Tarikh-i-Firuzshah", The reign of Mu'izzuddin, J. A. S. B., Vol. XL, I, 1871, p. 188. (以下 Barani (Whalley) と略記す。) しかもムルバン死後、その後繼ムルタン指名は、貴族によつてひつくりかえされる。拙稿二九二—二九三頁參照。

- (36) Barani (Whalley), pp. 186-188.
- (37) Barani (Whalley), p. 189.
- (38) Basani (Whalley), p. 190.
- (39) Barani (Whalley), p. 190.
- (70) 拙稿「繼承」二九八頁。
- (71) 拙稿「繼承」二九八—二九九頁參照。
- (72) Barani (Whalley) p. 204.
- (73) Sivastava, pp. 119-124; Prasad, pp. 183-188; Tripathi, pp. 33-38 等。中でもトハリバタイ氏のは最もすぐれている。
- (74) バラニーも記しているが、バルマンが常に完全な着装をしていたこと、下層のもの、出身のいやしい者と會話をせず、また友人と新しい相手とを問わず親しげに話すのは君主の威信を下げるとして行わず、又、誰とも冗談を交えず、自分の面前では冗談を誰にもいわせず、大聲で笑うことも禁じたという。彼の生前には、また、下位のものや、下層出身のものを誰も推薦し、又用いもしなかつたとする。(Baravi (E. D.), p. 100)
- (75) "bard"とはもとの意には、courier, messenger の意味もある。
- (76) バラニーによれば、例えばバルマンの奴隸でブダーニーン(ムダウん)をもつていたマリク・バクバク(Malik Bahbak)が、その使用人を殺したが、その寡婦の訴えにより、彼は彼女の面前で死刑にされ、また、ブダーニーンのイクターで、バクバクを監視していたスパイ達も、怠慢の罪状で、市の門前で絞首刑をうけた。(Barani (E. D.), p. 101.) また酔ったあげく人を殺したハイバット・ハーン(Haibat Khan)をその寡婦の面前で處分しようとしたこと(Barani (E. D.), p. 101)等は著名である。このことは肉親に對しても例外ではなく、例えば、ライナワタイ遠征時の大殺戮に際して、その子ブグラ・ハーンに對して與えた警告などは著名であろう。(Barani (E. D.) p. 120)。

- (77) Barani (E. D.), p. 99 なお、スルタン・君主権について、の観念については、マングラ・ノーンが、その子トイスマン・ノーンに論ずる著述を通じて、スルタン・トイスマンに説明されたこと (Barani (Whalley), pp. 205-208)。
- (78) Barani (E. D.), pp. 99-100
- (79) “Namdari badli wa dad bud, Zalm wa shahi chiragh wa bad bud” (Mun. Taw., p. 128)
(なお、筆者のリヒョー・キリー海在中、本稿を上記の稿稿で用いた諸史料の中、其原本の複製の便宜を許された、リヒョー・キリー The Archaeology Department Library; The University of Delhi; The Indian National Physical Laboratory、ムンバイン、ワルドッ語文献の取扱上の援助をしてくれたかゝつての同僚 Java 氏に謝意を表す。)